

1 井教学第 3 号

井手小学校空調設備工事

## 特記仕様書

令和元年 5 月

井手町教育委員会 学校教育課

## 特記仕様書

### 1. 適用範囲

- 1) 本仕様書は、令和元年度 1 井教学第 3 号 井手小学校空調設備工事に適用する。

なお、この仕様書で指示していないものについては、「土木工事共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」という。）、土木請負工事必携、土木工事施工管理基準」（平成 29 年 9 月 京都府）によるものとする。

- 2) 設計図書、仕様書及び本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負人の負担により施工しなければならない。

### 2. 一般的事項

- 1) 工事の施工に当っては、諸法令を遵守するとともに関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負業者が協議し、調整を図るものとする。

- 2) 本工事の施工に当っては、請負契約書第 10 条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。

- 3) 請負者は、共通仕様書 1-1-1-13（施工体制台帳）の規定によるほか、これ以外の工事であっても、必要に応じて、監督職員の指示により、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。

- 4) 請負者は、工事施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

また、安全・訓練等の実施状況を記録し、検査時に提出しなければならない。

- 5) 工事による停電・振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。

6) 請負者は、産業廃棄物管理表（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。

7) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定められた様式（再生資源利用促進計画書・実施書）を工事着手前と工事完了後に提出するものとする。

なお、提出について計画書は施工計画提出時、実施書は工事完成時に提出するものとする。

8) 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとする。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容:空調設備を設置しています。 工事種別:空調設備工事
-----------------------------------

### 3. 工事仕様

1) 工事概要：井手小学校特別教室に空調設備を設置する。

2) 設置場所：理科室（南校舎2階）

家庭科室（南校舎2階）

音楽室（南校舎3階）

3) 条件 ・施工期間は、学校長期休業中のみではないため、児童等の安全を優先したうえで、より効率の良い方法で施工すること。  
・設備設置に伴い防水対策の必要が生じる場合は、適切に措置すること。

### 4. 施工条件事項

すべての事項において、学校教育活動等に支障が生じることをないようにし、

児童等の安全に十分配慮すること。

- 1) 作業時間： 原則として午前8時30分から午後5時までとする。作業日については、学校と十分調整のうえ、事前に監督職員の承諾を受けること。

ただし、やむを得ず午後5時以降に作業を行う必要がある場合には、事前に協議し監督職員の承諾を受けること。

- 2) 仮設計画： 機器の搬入については、搬入経路を検討し学校業務に支障が生じないように計画すること。ガードマンを配置のこと。

エレベータはなし。

- 3) 施行計画： 各工程に先立ち施行計画を作成し、監督職員の承諾を得ること。停電等を伴う作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、許可を得てから行うこと。

## 5. 性能試験

性能試験は、設備機器が正常運転に入り、安定し、かつ構成機器の性能が完全であることを確認した後、監督職員立ち会いの上実施する。

## 6. その他

- 1) 必要に応じて井手町教育委員会学校教育課が開催する、工程連絡会議に現場代理人、又は主任技術者が出席するものとする。
- 2) 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する労災保険成立証明書を提出するものとする。
- 3) 建設業退職金共済組合掛金収納書を提出するものとする。
- 4) 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負業者が責任を持って対応しさらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。